

令和四年第十六回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年九月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第十五回定例会、第四回臨時会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案十二件と事務局からの報告が八件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度

一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事

務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補

正予算案（第二次））

○渡部教育長 議案第四十五号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育総務部長 議案第四十五号について御説明申し上げます。

本案は、令和四年第三回世田谷区議会定例会に提出予定である令和四年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補正予算案（第二次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

補正予算案の内容は、資料右上三ページ以降、世田谷区補正予算に記載しております。

まず、一般会計補正予算（第三次）でございます。資料右上の一一ページ及び一二ページの表に、08教育費の補正額がございます。今回補正額は十億九千八十万六千円の増額となり、補正後の教育費総額は二百六十七億四千六百四十一万八千円となっております。

続きまして、その概要について御説明いたします。資料右上の八九ページまで、1、新型コロナウイルス感染症防止対策についての(6)移動教室及び夏・冬季施設の実施を御覧ください。こちらは、区立小学校日光林間学園のキャンセル料を補助するものです。補正額は五百十四万円を計上しております。なお、歳入につきましては、都の支出金を歳出と同額の五百十四万円を見込んでおりまして、地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。

続きまして、資料右上九四ページ、こちらの(62)から(69)を御覧ください。こちらは、エネルギー価格・物価高騰等対応のうち、区立施設等の光熱水費等上昇への対応として、直近までの上昇率等を踏まえ、所要経費を追加計上するものです。補正額は六億七千二百四十万七千円を計上しております。

続きまして、資料右上九五ページを御覧ください。4、その他事業について、(4)、(5)を御覧ください。こちらは奥沢図書館の仮事務所開設に伴う準備経費を計上するものです。旧奥沢まちづくりセンターを一部改修し、令和五年四月の開設予定です。なお、現奥沢図書館につきましては、令和五年三月下旬より休館する予定です。補正額は二千三百三十五万九千円を計上しております。

続きまして、資料右上九八ページを御覧ください。こちらと同じく4、その他事業になります。が、(40)中学校改築工事を御覧ください。こちらは、八幡中学校一部改築工事費において、積算単価の増などに伴い計上するものです。補

正額は四千九百九十万円を計上しております。

続きまして、(41)中学校施設改修工事を御覧ください。こちらは、松沢中学校、緑丘中学校、富士中学校、玉川中学校の四校におけるエアコン改修工事を計上するものです。補正額は三億四千万円を計上しております。なお、歳入につきましては、国庫補助金を五千二百十万二千円見込んでおります。

次に、繰越明許費の補正でございます。恐れ入りますが、資料右上五九ページ、六〇ページを御覧ください。08の教育費でございますが、こちらは松沢中学校、緑丘中学校、富士中学校、玉川中学校の四校におけるエアコン改修工事が年度内に終了しないため、繰り越すものでございます。補正額は二億四百万円を計上しております。

次に、債務負担行為の補正でございます。資料右上六三ページ及び六四ページを御覧ください。八幡中学校改築事業について、これは積算単価の増及び設計変更に伴う追加工事により工事費が増額となるため、金額を変更するものです。変更後は六億三千二百七十九万円となっております。

以上が、一般会計補正予算案(第三次)(教育委員会事務局所管分)の概要でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算案(第二次)でございます。資料右上七五ページを御覧ください。

まず歳入ですが、前年度繰越金の確定及び前年度繰越金の確定による学校給食費徴収金の減により、六千四百五十五万九千円増額するものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額を計上しております。

補正後の予算総額は歳入、歳出とも三十三億七千六百九十七万八千円となっております。

以上が、学校給食費会計補正予算案(第二次)の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第四十五号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度一般会計補正予算案（第三次）（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補正予算案（第二次））、これについて採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度

一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び

令和三年度学校給食費会計決算）

○渡部教育長 議案第四十六号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第四十六号について御説明申し上げます。

本案は、九月開催の令和四年世田谷区議会第三回定例会において提出予定である令和三年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計決算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので提案するものでございます。

決算の内容は、資料右上七ページ以降の令和三年度世田谷区各会計主要施策の成果のとおりでございますが、この内容を概要として整理をしました令和三年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）状況、令和三年度学校給食費会計決算状況という参考資料が資料右上三ページよりございますので、そちらで御説明いたします。三ページを御覧ください。

まず、令和三年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）状況を御覧ください。歳入歳出決算状況の(1)歳入でございますが、表中の収入済額(C)の欄がそれぞれの科目の収入となっております。主な内容につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、資料右上四ページ、歳入の表の一番下、歳入合計を御覧ください。令和三年度の歳入合計は、(B)欄の調定額、三十五億八千七百八十七万八千五百九十九円に對しまして、(C)欄の収入済額、三十五億七千五百七十八万四千二百六十円で、調定額に対する収入率は九九・七％となっております。

歳入の概要については以上でございます。

次に、資料右上五ページにお進みください。歳出の決算状況でございます。科目につきましては、大きく08教育費と09職員費に分かれております。教育費は予算の性質により六つに分かれておりますが、全体の(B)欄の支出済額は総額二百六十五億八千九百四万二千三百六十円でございます。また、職員費の支出済額は六十二億一千百六十七万七千五百九十六円でございます。主な内容といたしましては、表に記載のとおりでございます。

今御覧いただいている歳出の表の一番下、歳出合計を御覧ください。予算現額三百五十二億五千五百四十二万三千八百八十円に對しまして、支出済額三百二十八億二十万九千九百五十六円で、九三・〇％の執行率となっております。

なお、参考といたしまして、下段に区全体の一般会計の歳出予算の決算状況を記載しております。

歳出の概要については以上でございます。

次に、資料右上六ページを御覧ください。学校給食費会計決算につきまして御説明申し上げます。学校給食費会計は、太子堂調理場及び自校調理方式で小学校、中学校で調理提供する給食に対する給食費の決算状況でございます。

まず、歳入歳出決算状況の(1)歳入でございます。歳入合計は、(B)欄の調定額二十八億七千八百二十九万六千九百九十九円に對しまして、収入済額二十八億三千七百八十二万九千五百三十四円で、調定額に對する収入率は九八・六％となっております。

続きまして、(2)歳出について御説明申し上げます。歳出合計は、給食費二十七億七千二百二十七万五千五百一十円で、三十一億七千七百九十九万七千円の予算現額に對して八八・九％の執行率となっております。

以上、令和三年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計決算の概要について御説明いたしました。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に對して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般会計決算（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計決算）について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三から日程第十一までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第四十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第四 議案第四十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）

日程第五 議案第四十九号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例）

日程第六 議案第五十号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第七 議案第五十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

日程第八 議案第五十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第九 議案第五十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第十 議案第五十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第十一 議案第五十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第四十七号から議案第五十五号までの九件につきまして、



小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○小泉教育政策部長 議案第四十七号から議案第五十五号の九件について一括して御説明いたします。

これらは、第三回定例区議会に提案を予定している条例改正議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から教育委員会に意見を求められたため、提案させていただくものです。

今回の九件の条例改正は主に公務員の定年引上げに関する改正となっております。議案第四十七号の一番最後の三八ページ、参考資料を御覧ください。

まず、令和三年六月に国家公務員法が改正されまして、国家公務員の定年が六十五歳に引き上げられました。また、この改正に伴い、地方公務員法で地方公務員の再任用制度に関する規定等が改正されております。地方公務員の定年については、地方公務員法第二十八条の二において、条例で定めることとされていることから、このたび世田谷区の職員の定年を引き上げるために所要の改正を行おうとするものです。

改正の主な内容は、1、定年の段階的引上げ、2、給与に関する措置、3、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入、4、定年前再任用短時間勤務制度の導入、5、暫定再任用制度の導入、6、情報提供・意思確認制度の新設の六点となっております。

まず、一つ目の定年の段階的引上げでございますが、現在、職員の定年は六十歳ですが、令和五年度以降段階的に引き上げ、令和十三年度に六十五歳といいたします。

次に、2、給与に関する措置でございますが、六十歳に達する年度の翌年度以降の給料月額、給料表で定める月額の七割とすることや、退職手当において六十歳に達した日以降、定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用することなどがございます。

次に、3、管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入ですが、管理職は原則として六十歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用することとなります。

次に、4、定年前再任用短時間制度の導入でございますが、定年年齢の引き上げ後、六十歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により、常勤職員を退職し、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入いたします。

次に、5、暫定再任用制度の導入ですが、定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から六十五歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を継続できることとなります。

最後に6、情報提供・意思確認制度の新設ですが、職員が六十歳に達する前年度に翌年度以降の給与や退職手当の情報提供を行うとともに、職員の勤務形態等について意思確認を行う制度を設けることとしています。

これらについて、議案第四十七号から議案第五十五号の九件の条例を改正しようとするものでございます。

まず、議案第四十七号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例では、定年の段階的引上げ、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度の導入を規定しています。また、附則において、情報提供・意思確認制度について新たに規定するとともに、その他所要の改正を行っております。

次に、議案第四十八号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例では、ただいま御覧いただいている三八ページの参考資料の2の給与に関する措置、②に記載している定年引上げに伴う職員の退職手当の算定方法を整備する等の改正をしております。また、定年引上げとは別に、雇用保険法や職業安

定法の改正に伴い、必要となる情報の規定の整備をしております。

次に、番号が前後いたしますが、資料はそのまま議案第四十八号の三八ページを御覧いただければと思います。議案第五十二号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、三八ページの参考資料、2、給与に関する措置の①に記載してある定年引上げに伴う六十歳以降の給料月額は六十歳時点の七割とすることなど、給与に関する所要の改正をしております。

次に、議案第四十九号、職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例では、ただいま御説明いたしました議案第五十二号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において改正いたしましたことに伴いまして、必要となる給与に関する規定の改正をしております。

次に、議案第五十一号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十三号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十四号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第五十五号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第四十七号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例により、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い必要となる改正を行うこととしております。

最後に、議案第五十号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ですが、これまでの条例改正案と同様に、定年引上げにおける役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、必要となる改正を行うとともに、併せまして、育児と仕事の両立を支援、より一層推進するために、本年四月に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されております。ここでは、育児休業の取得制限の緩和等の制度が令和四年十月一日から施行されます。このため、職員の育児休業等に関する条例について、法律の改正を反映した内容とす

る改正を行います。

次に、これら九本の条例につきまして、改正条例の施行日については、定期年引上げに伴う改正については、全て令和五年四月一日としております。また、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職業安定法の改正に伴う規定の整備については、令和四年十月一日、雇用保険法の改正等に伴う規定の整備につきましては、条例の公布日を施行日としております。

なお、育児休業制度の取得回数制限を緩和する等の改正につきましては、条例議決後に幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則について、教育委員会規則の改正を速やかに行う必要があります。このため、世田谷区教育委員会事案決定規定により、教育委員会決定事案とさせていただきますが、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の第一項の規定に基づき、教育長の臨時代理によって決定させていただきます。と考えております。

なお、臨時代理により決定した規則改正につきましては、同条第二項の規定に基づき、直近の教育委員会にて御報告いたします。

以上、雑ばくではございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十七号から議案第五十五号までの九件について、一括して採決することといたします。これに御異議はございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第四十七号から議案第五十五号までの九件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十七号から議案第五十五号までの九件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第十二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第十二 議案第五十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第五十六号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第五十六号につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例を令和四年第三回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてですが、新BOP学童クラブ事業の延長利用に日ぎめ利用を導入するとともに、規定の整備を図るものとなります。

資料右上記載七ページの条例新旧対照表抜粋を御覧ください。

主な改正点ですが、第四条では、対象児童の規定の整備、第六条では入会の不承認の要件規定の新設、第七条で入会承認の取消しの要件整備を行っております。

次に、八ページ目を御覧ください。第十一条では実施時間の延長の規定の整備、第十二条では、延長利用の申請等の規定の整備、九ページに移りますが、

第十二条の二として、延長利用の不承認の規定の新設、第十二条の三として、延長利用承認の取消しの規定の新設、最後に一〇ページ目になりますが、第十三条では延長利用料に月ぎめ利用と日ぎめ利用の額を規定しております。

なお、本条例は令和四年十月三日からの施行を予定しております。  
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)自動車事故の発生について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いいたします。

○斉藤学務課長 私からは、自動車事故の発生について御報告いたします。

事故の概要ですが、令和四年八月二十三日火曜日の午後四時二十分頃、中央自動車道河口湖線上り大月ジャンクション付近において発生いたしました。

事故の相手方につきましては、記載のとおりです。

事故の内容としましては、学務課職員が運転する小型乗用車が、世田谷区立河口湖林間学園での打合せを終えて世田谷区役所に向かっていたところ、大月ジャンクション付近で発生していた道路渋滞に入りました。その後、渋滞の中を五十分ほど走行していましたが、学務課職員の前方不注意により、甲車両の前に停車していた相手方乙の小型乗用車に低速で追突したものです。

二ページを御覧ください。事故発生場所と事故現場の状況について図でお示しをしております。

一ページにお戻りください。(5)損傷の程度といたしましては、区は人身なし、物損として前方バンパーの損傷、相手方乙は人身なし、物損としては車両後部ドアの損傷となります。

事故後、現場において甲乙及び警察官の立会いの下、事故の内容や損傷の程度について確認を行いました。相手方乙とは誠意を持って示談交渉に当たっております。

本件につきましては、職員に対し、自動車を運転する際の事前の体調管理と同乗者による安全確認の指導を行いました。今後も事故再発防止に向け、継続的に安全運転の啓発を行ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区債権管理重点プラン（平成三十〇令和三年度）の実施結果について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、私から、世田谷区債権管理重点プラン（平成三十〇令和三年度）の実施結果について御報告いたします。

まず一ページを御覧ください。初めに1、主旨でございます。区では、債権管理重点プランを策定しまして、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでおります。このたび、令和三年度における実績が確定しましたため、四か年の実施結果として取りまとめましたので報告するものでございます。

次に、2の内容につきましては、右上の四ページ以降を御覧ください。四ペ

ージには、本プランの基本的な考え方を記載しております。現年分徴収の徹底をはじめとする五つの基本的な考え方を柱に、各種の取組みを実施してまいりました。

次に、五ページを御覧ください。五ページには、令和三年度における債権の状況について記載しております。令和三年度決算の区の保有する全債権の概況としましては、収入未済額が約九十三億円で、前年度と比べ約十三億円の減となっております。

各会計別の内訳は(2)の表に記載のとおりでございます。また、(3)には、令和三年度の区の保有する全債権について収入未済額を記載しております。

次に、七ページを御覧ください。七ページの中段から八ページにかけて、本プランにおいて重点的に取り組むべき債権に掲げております九債権の収入未済額と収納率について、前年度との比較をそれぞれ記載しております。

続きまして、九ページを御覧ください。こちらのページから一一ページまでは、令和三年度の取組み実績について五点を記載しております。主な点としましては、債権を管理する所管課では令和二年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などに対し、減免や猶予等の制度の活用や各種相談事業を案内するなど、個々の状況に応じた丁寧な対応を行い、収納率の向上、収入未済額の縮減に努めてまいりました。

具体的な取組み実績につきましては、(1)の口座振替利用促進と納付機会の拡大など、五項目について記載しております。

続きまして、一二ページを御覧ください。債権ごとの取組みについて記載しております。4の(1)対象の債権にあります①から⑨の債権について、それぞれ個票を作成しております。

一四ページ以降に債権ごとの令和三年度の実績、取組みなどを掲載しております。



それでは、教育委員会所管分としまして三一ページを御覧ください。学校給食費でございます。まず、個票の構成について説明をいたします。1の収納の現況の(1)では、平成二十九年度から令和三年度までの推移を記載しております。(2)の目標及び実績では、プラン策定当初の平成三十年からの目標収納率とその実績を記載しております。

次に、三一ページでございます。2の令和三年度実績に対する評価、3ではプラン期間中の平成三十から令和三年度までの目標実現に向けた取組みの内容と実績を記載しております。また、4の平成三十年から令和三年度実績に対する評価では、四か年の評価について記載しております。

三一ページにお戻り願います。1の収納の現況、(1)の推移でございますが、令和三年度の現年分の収納率は、全小・中学校を公会計化した平成三十年以降で最も高い九九・六％を達成することができました。そのほか、令和三年度実績に対する評価などは記載のとおりで、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールですが、こちらの実施結果につきましては今月上旬に区のホームページに掲載しまして、区民へ公表する予定でございます。報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)世田谷区立奥沢中学校改築整備方針について（区立奥沢中学校・区立児童館との一体整備）、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立奥沢中学校改築整備方針（区立奥沢中学校・区立児童館との一体整備）につきまして御報告をさせていただきます。

初めに、1の主旨でございますが、世田谷区立奥沢中学校につきましては、本年二月の本委員会にて御報告をさせていただきましたが、中学校を全面改築し、併せて学校敷地内に区立児童館を整備することとしております。このたび、奥沢中学校の改築及び区立児童館との一体整備の整備方針を取りまとめましたので御報告するものでございます。

次に、2の整備方針でございますが、(1)の基本的な考え方といたしまして四点ございますが、①と②につきまして、資料の最後のページ、四ページをお開きください。左下の図、(2)が既存校舎の現状となりますが、敷地内には区道及び区管理道路の道路線形がございます。右下の図、(3)施設配置の整備イメージにありますとおり、今回、奥沢中学校の改築の機会を捉えまして、行き止まり道路の解消と地域の防災面の向上を図るため道路整備を行い、区立児童館は学校敷地の有効活用を図りながら学校敷地内の北側に整備することといたします。

一ページにお戻り願います。③の奥沢中学校の全面改築、④の改築工事中の仮設校舎整備につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(2)の敷地概要につきましても記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設規模でございますが、新たに整備する施設の延べ床面積といたしまして、中学校は約六千八百九十平米、区立児童館は約七百三十五平米を計画してございます。

二ページをお開き願います。①の奥沢中学校につきましては、特別教室、管理諸室等を除く教室といたしまして、普通教室を令和十年度までの生徒数の推計を踏まえるとともに、将来の三十五人学級も想定した上で七教室、また、少

人数学習や将来の学級増に対応するワークスペースを三教室、合計十教室を確保するとともに、特別支援学級等では三教室分の面積を想定してございます。

②の区立児童館につきましては、地区における子ども・子育て支援の中核として、これまでの児童館の機能に加えまして、在宅子育て支援の充実を図るため、必要な諸室、設備等を拡充整備するとともに、多機能で効率的、効果的な利用を図れる施設とするなど、現在の児童館の平均延べ床面積を超えた面積を計画してございます。

次に、3の概算経費でございますが、(1)の概算事業費といたしまして、①の奥沢中学校につきましては設計費、工事費等を含めまして約四十億二千万円を見込んでおり、内訳は記載のとおりでございます。

三ページをお開き願います。②の区立児童館につきましては、設計費、工事費を含めまして約五億一千万円を見込んでおり、内訳は記載のとおりでございます。

(2)の施設維持管理費は、記載のとおりでございます。

最後に、4の今後のスケジュール(予定)でございますが、来年度以降、基本構想、設計、工事を順次進めまして、区立児童館及び中学校の体育館は、令和九年度の竣工を予定しており、令和十一年度に校舎など、全ての工事を完了する予定としてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)小学校の学校主事務の民間委託について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、小学校におけます学校主事務の民間委託について御報告いたします。

資料一ページの1、主旨を御覧ください。本件につきましては、昨年十一月に当委員会において御報告し、本年四月より開始いたしました。開始後、五か月が経過いたしました。この間の業務の執行状況を確認するとともに、今後の業務の進め方について取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の現状でございますが、(1)のこれまでの経過につきましては、資料記載のとおりでございます。

(2)の新規の委託校におきましては、円滑な業務の引継ぎを行うため、教育委員会、学校、受託事業者の三者で仕様書等を読み合わせをするなど、綿密な準備をした上で委託を開始しております。

(3)の偽装請負防止の取組みでございますが、こちらにつきましては、業務委託をする上で偽装請負とならないように、国の労働局等が作成しております資料などを活用いたしまして、校長会等において注意喚起を行いました。今後も同様の周知を行ってまいります。

(4)の今年度に委託を開始いたしました駒繫小学校、芦花小学校に訪問いたしました。業務の執行状況等に関するヒアリングを実施したところでございます。①や②の項目につきましては、適切に対応していること、特に剪定作業などにつきましては、専門的な技能を持つ別部隊が派遣され、対応しているとのことございました。③は小学校特有の業務でございますが、交通安全誘導、いわゆる立ち番や校外活動の付添いなどがこの業務に該当いたしますが、支障なく業務ができていることを確認いたしました。④の非定型業務でございますが、災害時など緊急対応として、避難訓練などにも受託事業者の作業員も参加いたしました。役割等を把握しているということを確認いたしました。

続きまして、資料二ページを御覧ください。⑤の委託したことによる教職員、地域、保護者等の反応は良好とのことでございます。⑥受託事業者との連絡調整でございますが、副校長と受託事業者の業務責任者との間で打合せを週一回以上行っております、細かく調整ができていることを確認いたしました。⑦でございますが、全体的な評価としましては、学校主事業務は適切に行われております、受託事業者の作業員は学校を支える一員としての意識を持ちながら積極的に業務に取り組んでいる、そういう状況を確認することができました。

(5)の受託事業者へのヒアリングでございますが、①から③までの業務等につきましても適切に行っております、④の全体的な評価としましては、業務責任者と副校長との間で綿密な連絡調整をし、適切に業務を遂行できている状況を確認することができました。

これらを踏まえまして、3の今後の取組みの方向性でございますが、この間の執行状況から考慮いたしますと、学校主事業務の委託は適切に行われており、加えて、さきに御説明いたしました剪定作業等における専門部隊の派遣など、こういったこともありまして、学校の評価は総じて良好でございます。受託事業者も学校で業務を行っていることの重要性和学校をサポートする一員との認識も高いということも確認できました。

一方で、小学校特有の業務につきましては、今後も学校、受託事業者、教育委員会が相互に確認して、さらに業務の質を上げていけるものもあるものと考えております。教育委員会といたしましては、これらを総合的に勘案いたしまして、現状の直営の学校主事の人員、配置等を考慮し、委託業務の適正な執行を継続していき、令和五年度以降も委託を順次進めることといたします。

4の令和五年度の委託予定校でございますが、学校主事業務の委託の導入に当たりましては、業務委託に伴い学校主事の任用条件に無理が生じないよう、

例えば強制異動とかならないよう、あと常勤職員の退職見合いで委託を進めていくという基本的な考え方を持ちまして、その状況を考慮した結果、奥沢小学校一校といたします。

5の今後のスケジュールでございますが、記載のとおりでございますが、準備、引継ぎ、事前研修等を経まして、四月の委託開始に備えてまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)小・中学生の国際交流事業について、本件に関して、井元副参事より説明をお願いします。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、小・中学生の国際交流事業について御報告をさせていただきます。

初めに、資料右上一ページの主旨について御覧ください。令和二年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部を除き多くの国際交流事業が延期及び中止等を余儀なくされてきました。また、令和三年度以降も不安定な国際情勢や渡航費の高騰等の懸案事項が引き続き発生している状況でございます。

そこで、令和五年度に当たりましては、令和元年度に実施していた事業及び令和二年度以降に国内で行ってきた事業を踏まえまして、国内における事業の規模拡大を図るとともに、これまで中止を余儀なくされてきた国外における事業を児童・生徒の安心安全に配慮した上で再開し、文化や伝統等に触れる機会を設けることで、国際的視野を広め、グローバル人材を育成するよう検討を進めているところでございますので、その進捗状況を御報告させていただきます。

す。

お手数ですが、資料右上の三ページの資料1を御覧ください。まずは、上段にあります令和元年度の新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前の取組みでございます。

国内における主な事業といたしまして、タッチ・ザ・ワールドと姉妹都市のオーストラリアのバンバリー市、カナダのウイニペグ市からの中学生の受入れを行っております。また、学校が独自で国際交流活動も行っております。

国外における事業といたしましては、姉妹都市のバンバリー市、ウイニペグ市、ウイーン市への小・中学生の派遣、教育研究を目的としたフィンランドへの小・中学生、教員の派遣を行っております。

次に、中段を御覧ください。新型コロナウイルス感染症が蔓延してからの令和二、三、四年度における取組みです。新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、国外における派遣事業は取りやめ、国内における事業のみを実施してまいりました。各事業の詳細につきましては、資料右上四ページの表を御覧ください。

一つ目につきましては、テンプル大学国内留学プログラム助成事業でございます。令和四年度は、夏季休業中にテンプル大学が主催する英語学習プログラムに参加する世田谷区の小・中学生二百九十名のうち、九十名分の参加費を半額助成いたしました。参加費は一人当たり約二万円です。このプログラムは、子どもたちが英語のスキルごとのクラスに分かれ、一クラス二十五名程度に対して、一人のメンティーチャーがプログラムを進行し、三、四名のアシスタントティーチャーが個別にサポートいたします。プログラムの内容といたしましては、オールイングリッシュで、小学生は歌やクイズ、ゲームなどのアクティビティーを、中学生はディベートなどを中心に行っております。

二つ目は、英語体験出張教室でございます。こちらは小学四年生を対象とし

た英語によるコミュニケーション能力の育成を目的とした事業でございます。小学校全校に年一回、ALTやA LTを派遣している企業の専門スタッフ六、七名程度が巡回訪問し、英語で道案内や買物体験、プログラミング学習等を行っております。英語に苦手意識を持っていた児童でも楽しみながら活動できるので、英語学習や国際理解教育への意欲向上につながっているとところでございます。

続きまして、資料右上五ページを御覧ください。三つ目は、オンライン海外交流プログラムでございます。こちらのプログラムは、バーチャルでホームステイ体験をするという事業でございます。夏季休業中に小学五、六年生三十名及び中学生四十名が参加いたしました。子どもたちは自宅にいながらにして、オンラインでオーストラリアの家庭にホームビジットをしたり、英会話のレッスンを受けていたりしているプログラムでございます。一家庭に対して四、五人の児童・生徒がオンラインでつながり、現地コーディネーターを介して、交流先の御自宅の様子をバーチャル訪問したり、文化を紹介し合ったりして、英語や海外の文化、生活様式等を学びました。

四つ目は、令和四年度の新規事業となりますが、教育総合センターにおける国際理解教育事業を十月以降に行っていく予定でございます。この授業では二つの取組みを予定しております。一つ目は、就学前の乳幼児を対象として、親子で参加できる英語の歌やゲーム等を行う講座を開設いたします。この講座では、外部講師を招いて年三回、土曜日に各回一時間程度行う予定でございます。二つ目は、区内小・中学生を対象として、イングリッシュサロンと題して、英語を使った遊びや活動、運動等を大学や事業所等と連携をして実施いたします。こちらの講座も十一月より年三回、土曜日に一時間程度で行う予定でございます。

最後に、学校独自の国際交流活動といたしましては、令和元年度以前と同様



に英語や総合的な学習の時間、特別活動等の学習に位置づけて、姉妹都市のオーストラリアのバンバリー市の学校や、独自につながるのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして、学校紹介や出前授業等に取り組んでいるところでございます。

続きまして、令和五年度以降の実施に向けて現在検討している事業について御説明をいたします。

資料右上三ページにお戻りください。一番下の段になりますが、国内における主な事業といたしましては、令和四年度に実施しております事業に加えて、姉妹都市からの中学生を受け入れ、ホームステイや区立学校への招待等を再開したいと考えております。また、教育総合センターにおいても、国際交流事業を国内大学と学校との連携強化のテーマの一つとして位置づけて、国際交流事業の充実を図る予定でございます。

また、国外における事業といたしましては、まず、区内小・中学生の姉妹都市への派遣の再開に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育研究を目的とした派遣につきましては、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢、渡航費の高騰等の影響を鑑みて、引き続き実施の有無を検討してまいります。

なお、これらの事業を実施する上で、新型コロナウイルス感染症等を考慮して、安心して参加できる体制を確保することや学習者用タブレット端末を有効に活用して新たな展開を図ること、国内外の物価動向も注視して、適正な派遣規模及び費用の個人負担の在り方を考慮した事業展開を図ること等に留意をして、準備を進めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。三点ありまして、一つは、テンプレ大との連携は、これは区内の社会資源と協働させていただくという観点でも有意義だと思いますので、可能な範囲で今後拡大いただければと思います。

二点目は、バーチャルホームステイ体験についてなのですが、これは小学生が三十人、中学生四十人ということが書かれています。プログラムの内容にもよると思うのですが、バーチャルなので、人数制限はないのではないかと思いますので、工夫して、例えばですけれども学校単位で御家庭とコミュニケーションを取るとか、もっと拡大していけるのではないかなと思いましたので、御検討をお願いできればと思います。

他方、今御説明いただいた英語体験出張教室については、ちょっと御説明の中では、ALTの方々との授業の違いがよく理解できなかったのですけれども、例えば、ALTの方々はこのプログラムを提供して、日々の授業の中で実施していただくのでもないのではないかなと思いましたので、この事業の在り方は来年度に向けて御検討いただければと思います。

○渡部教育長 今三点いただきましたが、検討するというところでよろしいですか。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） はい。

○渡部教育長 では、今三点いただきましたので、今後検討させていただきますと思います。

○澁澤委員 この事業、コロナの間、ある意味では本当に閉塞感があった中で、いろいろな手法を使って進めていただいて、本当にありがとうございます。いよいよ来年度からはフェース・ツー・フェースという側面も出てくるというふうに思っていて、大変期待をしております。

ただ、この二年間、世界の情勢は大きく変わったのだと思います。ウクライ

ナと、ロシアの問題にしても、それからそれだけではない、例えばミャンマーですとかあらゆる国で、種族、民族を超えて、新しいうねりのようなものができていますし、その後ろ側にあるのは多分国際金融マーケットという膨大な金融資本による世界制覇というようなものに対するある種の反抗ですとか、ある種の独自性を持つとうとしている動きですとか、そういうものと非常に密接に関連していると思われます。そういうことを考えると、今の小・中学生が、多分これから十年、二十年先に社会で生きるときの世界情勢というのは大きく変わっている、あるいは認識すら変わっているというような局面を迎えるのだと思います。

現在は、どちらかというと言語に触れさせたり、日常の中で英語を使うというようなこと、それから、一歩踏み出して、外国の生活を知ること、あるいは生徒を知ることによるカルチャーギャップというのですか、そんなものに触れさせるといのが今までの、ある意味では二十年、三十年続いた国際交流教育の流れだったのだと思うのですが、ここでも多分、これからは大きくそれが変わってくると思うのですね。

私も大人にしても、ロシアと、それからウクライナの関係というのは、この戦争があるまでそれほど興味も持たなかった。かつてのソ連邦の一つの国だぐらいにしか知識もなかった。ところが、蓋を開けてみると、民族間の問題ですとか、国の成立の問題、私たちは日本という国を当たり前に昔からそこに存在したと思っっていますが、日本という国ですら、例えば百五十年前に日本のそれぞれのの人に、あなたはどこの国の人ですかと聞いたら、日本と答える人は誰もいなかった。その当時は、私は長州の人間です。私は薩摩の人間ですと答えていた。それぐらい国という概念もこれから十年、二十年で強烈に変わってくるのだと思います。その意味では、単なる触れたですとか、それから単なる英語を習う、英語というのは大学入試に結びついているので、保護者の方々

にとつても、とても受け入れやすい項目だと思うのですね。

ただ、やはり彼らに本当にこれから考えてもらいたいことは、全く混沌とする世界の中で、過去のそれぞれの地域、あるいはそれぞれの国がどういう過程で形成をされて、その人たちがどういうマインドを持ったり、あるいはどういう文化を持つに至ったかということを知るということは、私の時代の学校では一切教えてくれませんでしたし、自分でなかなかそれを得ようとしても得られないような、この五十年でした。

今の彼らに本当に必要なのは、これからグローバル社会の中で生きるときに、今の歴史ですとか地理の教育というのは、どちらかという横割りというか、今のこの状態がどうだった、百年前のこの状態がどうだったという輪切りで教えていくのですが、やはり縦で、軸として時間軸を捉えた形での国際情勢ですとか、変化ですとか、それからどういふふうに向かっているというあたりを子どもたちに伝えて、自分たちで考えさせて、それに対して肌で感じていく。例えば、この中でもウィーンですとか台湾ですとかというのは、現実にそこに直面している国です。今までのような単なる交流ではなくて、この先の国際理解、あるいは国際人をつくるという教育の流れの中で、そろそろこの教育内容ですとか、その前にはまず先生方がそういう見識を持っていたかかないとかなかなかそれは前に進まないと思いますので、その辺に向けて、次の教育ビジョンもありますので、この国際交流教育みたいなもの、それはぜひ根本的に一回考え直していただきたいなと思っています。

今が駄目と言っているわけでは決してなくて、今はとてもいいことですからけれども、これに上乗せして積み上げていくということがどういふことができるのかということをごひ考えていただきたいなと思っています。

○渡部教育長　それでは、三点お話をいただきました。一点目は、時代の流れとともに、今までは単なる交流というところが多かったけれども、国際理解教

育に転換をしていく必要がある、二点目は、その上で国際交流から、日本の在り方まで考えていく教育に転換していく必要がある。三点目に、そのためには教員の教育も必要であるという御示唆をいただきましたので、今後考えていきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)民間の放課後児童健全育成事業の誘導に向けた新たな補助事業の実施について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いいたします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、民間の放課後児童健全育成事業の誘導に向けた新たな補助事業の実施について御報告いたします。

資料右上ページを御覧ください。1、主旨でございます。新BOPは、全区立小学校の施設を利用して、放課後の遊び場であるBOPと児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業である新BOP学童クラブとを統合した事業として、定員枠を設けず実施してまいりました。一方、保護者の働き方の変化等により、登録児童数の増加や活動場所の狭隘化が課題となる一方で、子ども、保護者のニーズは多様化し、民間事業者のノウハウを活用した多様なサービスの提供も求められています。

こうした状況から、新BOP学童クラブを基本としながら、学校外に民間の放課後児童健全育成事業者を誘導し、利用者の選択肢を広げ、規模の適正化を図ってまいります。誘導に当たっては、策定中の放課後児童健全育成事業の運営方針で、支援の質を確保してまいります。

誘導に当たっては、新BOP学童クラブと同等の事業内容について同額での利用とするほか、早期に候補地内への整備を図るため、国、都からの財源を活用し、新たな補助事業を実施してまいります。

2 新BOP学童クラブにおける現状及び目指す適正化の規模です。(1)現状

です。令和四年七月現在、登録者百二十人前後の超大規模な新BOP学童クラブは、全六十一校中十校あり、新BOP学童クラブ全体の登録児童数は、令和三年五月から令和四年五月へと六百七十九人増加しています。

(2) 目指す適正化の規模です。放課後児童支援員等が十分な支援の質を確保できる規模として、全ての新BOP学童クラブの、次のページに入りますが、登録児童数百二十人規模以下を目指して適正化を図っていきたいと考えております。

3、民間の放課後児童クラブの誘導に向けた新たな補助事業の内容です。区で定める募集要項の下、公募により民間事業者を選定し、民間事業者が放課後児童クラブを新設し、区が開設準備経費及び運営経費を補助いたします。あわせて、区から利用料免除の要件を備えた利用者に対して補助を行います。民間事業者による施設の確保に当たっては、区が把握する物件情報等の紹介や区立施設の再整備に合わせ、事業者を誘導する手法も活用してまいります。

(1) 誘導候補地及び確保数、目標年次です。令和六年四月から令和十年度まで、補助事業を活用し、民間の放課後児童クラブを十五か所誘導いたします。まずは、登録児童数二百人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ周辺を優先的に、そして、順次対象を広げてまいります。

資料右上三ページを御覧ください。(2) 事業の開始時期です。令和六年四月以降、原則として毎年度四月に事業開始としますが、前年度の一月以降のプレ運営も可とします。

(3) 区内既存の民間の放課後児童健全育成事業者への補助です。現在、区内で運営している民間の放課後児童健全育成事業所二か所が活用できることを前提に、令和六年度以降の当補助事業への移行に向けて公募いたします。

4、新BOP学童クラブの役割です。新BOP学童クラブは、引き続き区職員が担い、定員を設けず運営するとともに、配慮や支援が必要な児童等の支援

を積極的に行い、セーフティネットの役割を果たしてまいります。

5、事業における質の確保・向上です。公募に当たっては、事業者が確保すべき支援の質を定めた運営方針を示すとともに、選定の際は書類審査のほか、既存施設等の現地調査、財務審査などを行い、運営開始後の巡回指導など、質を確保する体制を整えてまいります。

資料右上四ページを御覧ください。6、概算経費です。(1)は、令和五年度の一月から三月にプレ運営を定員八十人で二か所実施した場合、(2)は、令和六年度四月に五か所を運営した場合、また、(3)は、令和十年度以降、十五か所を運営した場合の運営費等の補助を記載しています。(4)は、開設準備経費補助です。

右上五ページを御覧ください。7、今後のスケジュールでございます。令和四年十一月に募集要項の確定、十二月に事業者説明会を実施、令和五年二月から公募を開始し、令和六年一月以降、プレオープンによる開設を目指してまいります。

六ページからは参考資料を掲載しております。六ページは十五か所事業者の誘導によりカバーできる範囲をイメージで示したものです。

七から八ページは、登録児童数の推移、小学校のクラス数増加、保護者の就労状況等について記載しております。

右上九ページには、募集要項の骨子をつけております。今後、運営方針を踏まえながら整備し、十一月に策定してまいります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今の御説明は、民間事業者に補助金を出しながら、事業者を誘導、確保するというお話だったかと思うのですけ

れども、そのときにこの事業者に対する依頼というか、条件として、障害のあるお子さん、特別支援教育の支援が必要なお子さんへの配慮については何か措置をお考えになっていらっしゃるか、教えていただけないでしょうか。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 障害や支援の必要なお子様については、現在も受入れを可能な限り行っていくという対応をしておりますので、民間に對しても同様の仕様等でうたった形で依頼をしていく予定をしております。

○亀田委員 そのときに、やはりそれだけの支援が必要になる。簡単に言えば人的コストが恐らく必要になるというか、人的コストをかけて必要な支援を行っていく必要があると思うのですけれども、そういう、例えば支援が必要なお子さんをこれだけ受け入れたらその分経費がプラスされると、例えば補助金がプラスされるとか、何かそういうことが必要かなと思うのですけれども、その人的体制に対する配慮というのもそこに含まれているということですのでよろしいでしょうか。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 今おっしゃった人的コストがかかった場合の、おっしゃっていることは、例えば補助金のプラスということだと思いませんけれども、現在、そこについては具体的な検討はまだしていない部分がございます。御意見として承って、学童クラブの所管課である児童課とも相談をして考えてまいります。ありがとうございます。

○亀田委員 その点ぜひ御検討いただければと思います。というのは、同じコストというか、同じ補助金で、同じ財政的基盤で、人的体制がどこも同一ですと、障害のあるお子さんを受け入れるのがなかなか難しいと考えるのではないか、事業者としてはなるべく人的コストをかけずに事業を運営したいと考えるでしょうから、障害のあるお子さんたちをなるべく受け入れられるような、そういう人的措置、財政的措置が必要になってくると思いますので、今おっしゃっていただいたように、受け入れるという方針を立てるのであれば、裏



づけとしての財政的措置をぜひ御検討いただければと思います。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 検討してまいります。どうもありがとうございます。ございます。

○澁澤委員 世田谷区の場合は、地域とともに子どもを育てるということを一つの教育の大きな柱として、学校教育の中にも、地域の方々のいろいろな形での接点をつくってきているのですが、ここでは民間事業者と地域との関わりですとか、あるいは接点というのはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 資料で言いますと、三ページ目の項番4の辺りに書かせていただいているのですけれども、新BOP学童クラブが既にある上で、そこは現在のとおり続けていって、それにプラスして民間の誘導をするという考え方になっておりまして、新BOP学童クラブを中心に、御説明を口頭で申し上げなくて申し訳なかったのですけれども、学校関係の期間ですとか、児童館、子ども家庭支援センターですとか、そういったところとの横つなぎの仕組みを構築しまして、地域でのつなぎ役という形を考えております。ですので、地域とともにというところは見失わないように運営を行ってまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)中学校部活動の地域移行に係るあり方検討及び今後の取組みについて、本件に関して、加野課長より説明をお願いいたします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、中学校部活動の地域移行に係るあり方検討及び今後の取組みについて御説明をいたします。

1、主旨でございます。中学校部活動について、令和四年六月六日に検討会議からスポーツ庁に向けて、また八月九日には、有識者会議から文化庁に向けて、運動系及び文化系部活動の地域への移行について提言が示されたところで、このことを踏まえまして、区では、かねてより取り組んできた中学校の部

活動支援について、地域移行を契機として、新たな在り方について検討し、今後取り組みを進めてまいります。

2、スポーツ庁への提言の内容でございます。概要については、五ページから別紙1として添付しておりますので、後ほど御覧ください。御説明は二ページでさせていただきます。

(1) 提言の背景としては、①、中学校の運動部活動の持続可能性、少子化等の課題、②、競技経験のない教員が休日を含めた部活動の指導を行うなど業務負担の課題、③、地域での団体、指導者等と学校との連携、協働の課題のほか、④、中学生のスポーツ環境について、学校から地域単位での活動に変えることがスポーツに親しむ機会の確保や学校の働き方改革の促進、学校教育の質の向上につながる等示されております。

(2) 改革の方向性についてです。①、運動部活動について、まずは休日の活動から段階的に地域への移行を行う。令和五年度から開始し、令和七年度末を目途に移行する、②、平日の運動部活動の地域移行はできるところから取り組み、休日の移行状況等を検証し、さらなる改革を推進する、③、地域におけるスポーツ機会の確保、多様なニーズに合った活動機会の充実等、④、地域のスポーツ団体等と学校との連携、協働の推進、⑤、スポーツ指導を希望する教員等について、各教育委員会が兼職兼業の考え方を整理する、⑥、学習指導要領については次期改訂時での見直しを検討等が示されております。

(3) 地域における実施主体としては、多様なスポーツ団体として、総合型地域スポーツクラブやクラブチーム、民間事業者、大学等や学校関係の組織、団体を想定するとされております。

3、区の部活動支援制度の現状です。右上八ページ、別紙2を御覧ください。八ページでは、部活動支援員を活用した現状と、九ページには、令和三年度の各中学校の部活ごとの支援員配置の一覧をお示ししております。

それでは、二ページにお戻りください。4、区のめざす部活動地域移行と検討の方向性です。中学校部活動において、子どもたちの部活動環境や体験機会を充実させることは、学校における働き方改革の推進にもつながるため、区立中学校における地域移行の在り方や課題解決について検討を行うこととします。従来の制度の見直しを行い、部活動の地域移行を順次実施してまいります。

5、検討体制等です。令和四年九月から（仮称）中学校部活動の地域移行に係る検討会を立ち上げ、今後の国の動向も見定めながら、区における課題、対応について検討します。検討期間は令和四年九月から令和五年三月、構成員は記載のとおりでございます。

(3) 検討内容につきましては、地域移行に伴う部活動の在り方について、運動系、文化系共に、また、休日に限らず、平日についても検討していきます。新たな手法等を用いた部活動の地域移行について、部活動支援員制度、教員の兼職兼業、会費の在り方ほかについて検討し、さらに、民間事業者による部活動支援のトライアル実施等についても進めてまいります。

三ページを御覧ください。(4)ですが、検討に併せ、中学生、保護者、学校、教員等にアンケートを実施してまいります。

6と7ですが、今後は既に区で活動する総合型地域スポーツクラブ、文化クラブの制度見直しや新規クラブの設立、また、スポーツ振興財団との連携等を進めてまいります。

8、今後のスケジュールです。令和五年三月に（仮称）中学校部活動の地域移行に係る検討会の報告書を取りまとめ、令和五年五月に文教常任委員会へ検討結果の報告を予定しております。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

○中村委員 説明ありがとうございました。やっとこの段階まで来たかというのが正直な思いですけども、今まで総合型スポーツクラブに招かれて御挨拶をしたときも、部活動を担っていただけませんかと過去に挨拶した覚えがあります。ただ、やはりそれでもなかなかならなかったというのは、やはり受皿としてまだ機能するだけの余裕がないのかなと。だから、これをやるにおいては、まず受皿の問題が一つ。

それから、もう一つの課題は、暫定的に休日と平日と分けていますけれども、では平日は学校の先生が見る、休日は外部に委託するといっても、例えば運動部、それから文化部なんかもコンクール等は休日に行われます。この引率とか監督の主体はどちらになるのか、多分地域移行とか外部に委託したらそちらになるはずなのですが、結局学校の先生に、道義的にそこに来てくださいというような雰囲気やはり発生するんじゃないかと。そうすると、結局学校の先生は休日に、やはりコンクールや試合に行かなきゃならない、そこは何ら変わらないという、こういうことが想定されるのですね。だから、この休日と平日に分けたときの線引きをきちんとやらないと、何ら今までと変わらない、働き方改革につながらないという意見が多分噴出すると思います。この検討委員会ではそのあたりをしっかりと議論していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 御指摘ありがとうございました。おっしゃるとおり、なかなか線引きが難しい点が多いかと思っています。検討を進めていくに当たりましては、先ほども少し申し上げましたとおり、休日に限らず、平日も同時に導入していくようなことも視野に入れて検討を進めていきたいと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

○渡部教育長 そのようなことを整理するために今回の改革があるわけですから、ぜひそのところは進めていければと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の対応等につきまして御説明させていただきます。

まず、1の区立小・中学校についてでございますけれども、区立小・中学校におきましては、九月一日より新学期がスタートしてございます。

(1)でございますけれども、一学期と同様、通常登校による授業を基本といたしまして、感染防止対策を徹底した上での教育活動や、ICTを活用いたしました児童・生徒の実態等に応じた支援の継続、さらに、マスク着用に関する熱中症対策を優先した対応を行うとさせていただきます。

また、(2)として記載してございますけれども、小学校六年生児童を対象といたしました二泊三日の日光林間学園につきましては、七月二十一日から八月十一日までの期間におきまして、感染防止対策を徹底した上で全校で実施してございます。

(3)でございますが、令和二年度、三年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症による影響で令和四年一月以降の家計状況が急変した世帯を対象に、就学援助の特例申立ての取組みを実施することといたしまして、全児童・生徒にチラシを配付するなどによりまして周知をしております。

続きまして、2の区立幼稚園でございますが、こちらも小・中学校と同様、九月一日が始業式でございました。引き続き感染防止対策の徹底はもちろんでございますけれども、熱中症対策を優先した対応、運営を行ってまいります。

続きまして、3の新BOP、4の学校施設開放、5の図書館・図書室・図書

館カウンターにつきましては、資料記載のとおり、それぞれ引き続き感染防止対策を徹底した上で、運営等を行ってまいります。

また、6といたしましたして、区立小・中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）としまして数値をお示ししてまいります。御確認いただければと存じます。

次のページを御覧ください。7としまして、区立小・中学校での学級閉鎖状況の数値をお示ししてまいります。八月は夏季休業期間、夏休み期間ということで学級閉鎖はございませんでした。

なお、資料の最後に学級閉鎖基準を記載してございますが、感染対策を徹底しながら学校運営を継続いたしましたして、児童・生徒の学びを保障するため、現在感染の主流となっている変異株の特徴、特性などを踏まえまして、二学期より学級閉鎖基準の一部を変更いたしてまいります。記載してまいりますので、御確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(9)その他の連絡事項等はありませんか。

○亀田委員 連絡事項ではないのですけれども、まず、前回からとなりますけれども、会議の資料をデジタル化していただきまして、お礼申し上げます。

これも本日の議題ではございませんが、一点確認とお願いで、不登校のお子さんの成績評価の件ですけれども、これは前から申し上げていまして、また六月の会議でも申し上げたとおりでございます。教育委員会の方針について、まだ確定していない場合でも結構ですので、次回会議で検討状況の御報告をお

願いたいと考えます。

○渡部教育長 不登校の評価のことについてというところで、それでは次回にお願いいたします。

○亀田委員 補足ですが、なおこの件は、文科省の概算要求でもこの点は明記されておりまして、国としてもそういう方向になっておりますので、世田谷区としても前に進めていただければと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日は資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は九月二十七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時二十七分開会